

意見書

大阪公立大学大学院経済学研究科准教授

(社会学・多文化社会論)

明戸 隆浩 

2023年（令和5年）10月30日

1 はじめに

本件は、██████内の公園で遊んでいた██████国籍の母（以下「原告母」）とその娘（以下「原告娘」、原告母と原告娘を合わせて表記する場合は「原告ら」とする）が、公園に居合わせた男性（以下「訴外男性」）から人種差別的な言動を受けた上に、原告娘が訴外男性の息子に暴行したといった根拠のない主張をされたところ、訴外男性の通報を受けて現場にやってきた警察官らが、訴外男性の人種差別的な言動を容認するような振る舞いをした上に、██████警察署内で原告らを拘束して長時間の事情聴取を行い、原告らの同意なく原告らの氏名、住所、携帯電話番号を含む個人情報を訴外男性に提供した事件である。

本意見書の執筆者である明戸は多文化社会や排外主義を研究テーマとする社会学者であり、狭義の法学を専門とする研究者ではないが、エリック・ブライシュ『ヘイトスピーチ 表現の自由はどこまで認められるか』¹、およびダニエル・キーツ・シトロン『サイバーハラスメント——現実へと溢れ出すヘイトクライム』²等、ヘイトスピーチ法にかかる文献の翻訳にかかわってきた。並行して、日本のヘイトスピーチにかかる法制度についても、外国人人権法連絡会編『Q&A ヘイトスピーチ解消法』や別冊法学セミナーシリーズ『ヘイトスピーチとは何か——民族差別被害の救済』『ヘイトスピーチに立ち向かう——差別のない社会へ』などに寄稿している。

また本件に關係するレイシャルプロファイリングについても、東京弁護士会外国人の権利に関する委員会が2021年度に行った「外国にルーツをもつ人に対する職務質問（レイシャルプロファイリング）に関するアンケート」³に調査協力者として参加し、調査票の作成、調査結果の集計・分析、および最終報告書の作成にあたって重要な貢献を果たした⁴。こうした中で、国内外のヘイトスピーチやレイシャルプロファイリングに関する歴史的・理論的研究については、狭義の法学に収まるかどうかにかかわらず、幅広く検討を行ってきた。

本意見書は、警察官らの原告らに対する言動が、(1)訴外男性の人種差別的

¹ 原著は Bleich, Erik, 2011, *The Freedom to be Racist?: How the United States and Europe Struggle to Preserve Freedom and Combat Racism*, Oxford University Press.

² 原著は Danielle Keats Citron, 2014, *Hate Crimes in Cyberspace*, Harvard University Press.

³ <https://www.toben.or.jp/know/iinkai/foreigner/news/2021.html>

⁴ なおこの調査の結果を東京弁護士会所属の弁護士との共著でまとめた論文は、年内に大月書店より発行される『レイシャルプロファイリング（仮題）』に収録される予定である。

言動を支持および助長するものであったこと、(2)複数の側面(とくに言語面)において不利な立場にあった原告らへの配慮を著しく欠き、その結果警察法でいう「公平中正」に反するものとなったこと、(3)訴外男性の主張が人種的偏見によって動機づけられている可能性を一切考慮せずに職務を行ったことなどにより、その意図にかかわらず原告らを人種差別的に取り扱ったこと、以上3点を指摘することで、本件における警察官らの言動がいかなる意味で人種差別的であったのかを明らかにし、本件に対して適切な法的判断がなされる上で必要不可欠な知見を提供するものである。

2 警察官らの言動における人種差別への支持および助長

本件において直接的な論点となるのは言うまでもなく警察官らが原告らに対して公園および████警察署内で行った一連の言動だが、本件を検討する上では、事件の発端となった訴外男性の言動についてもふまえる必要がある。ここはまず、訴外男性が原告らに対して公園で行った言動の人種差別性示した上で(2-1)、公園において警察官らが訴外男性および原告らに対してとった対応が、訴外男性の差別的言動をいかなる意味で支持(2-2)あるいは助長(2-3)することになったのかについて明らかにする。

2-1 訴外男性のあまりにもあからさまな人種差別的言動

本件についてまず目を引くのは、原告らに対する訴外男性のあまりにもあからさまな人種差別的言動である。訴状によると、訴外男性は原告らに対して「外人生きている価値がない」「税金の無駄遣い」「帰れ」「ゴミ」「クズ」「差別して当たり前」「日本の税金で食っているゴミ以下」といった言葉を投げつけたという。

本意見書執筆者は、日本でヘイトスピーチという言葉が使われるようになつたこの10年ほどのあいだ、多くの排外主義者によるデモや街宣を調査し、またネット上のヘイトスピーチをモニタリングしてきたが、とくに2016年の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下「ヘイトスピーチ解消法」)の施行以降、ここまで露骨なヘイトスピーチはなかなか見ることができない。しかも本件ではそうしたヘイトスピーチが当事者に向かってその目の前で直接行われたわけであり、言語上の問題で原告らがそのすべてを正確に理解することはなかったとしても、そこに込められた差別意識と悪意は確実に原告らに伝わったはずであり、そこで生じた恐怖や疎外感はどれほどだったかと思う。

なお念のため確認すれば、ヘイトスピーチ解消法に関連して法務省が公開し

ている「参考情報」⁵では、同法が定める「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を、(1)「本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」すること、(2)「本邦外出身者を著しく侮蔑する」こと、(3)「地域社会から排除することを煽動する」言動、の3つを示し、(1)の例として「〇〇人は殺せ」「〇〇人を海に投げ入れろ」「〇〇人の女をレイプしろ」、(2)の例として「特定の国又は地域の出身である者について蔑称で呼ぶこと、「差別的、軽蔑的な意味合いで「ゴキブリ」などの昆虫、動物、物に例えること、(3)の例として「〇〇人はこの町から出て行け」「〇〇人は祖国へ帰れ」「〇〇人は強制送還すべき」を挙げている。

これを本件における訴外男性の言動に当てはめると、「外人生きている価値がない」は(1)、「ゴミ」「クズ」「日本の税金で食っているゴミ以下」は(2)、「帰れ」は(3)に該当する。残る「税金の無駄遣い」「差別して当たり前」はヘイトスピーチ解消法においては直接該当するカテゴリーはないが、このうち「税金の無駄遣い」はいわゆる「福祉排外主義（Welfare Chauvinism）」に分類される発言であり、外国人が不当な利益を得ていることを強調して外国人に対する敵意を煽る典型的なヘイトスピーチである。また「差別して当たり前」は、相手が差別的な言動の対象となった要因があたかも相手側にあるかのように見せかける言動であり、狭義のヘイトスピーチにはあたらないが、差別を正当化して下支えする点で非常に悪質である。

2-2 警察官らによる人種差別の「支持」

さてこうした訴外男性のあからさまな人種差別的言動に対して、警察官らはどうのに対応したか。この点を考える上でまずふまえる必要があるのは、日本が1995年に加入した国連人種差別撤廃条約である。同条約第2条1では、「人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとること」が掲げられ、その(b)では「各締約国は、いかなる個人又は団体による人種差別も後援せず、擁護せず又は支持しないことを約束する」とされている。この条項は締約国が人種差別禁止政策を制定する義務について述べたものであり、ここでいう人種差別の後援あるいは擁護、支持といったものは、そうした方向性において警察を含む公的機関が当然にしてはならないこととして位置づけられる。

こうした観点から見た場合、訴外男性の人種差別的言動に対する警察官らの対応は、まさに訴外男性による人種差別的言動の後援、擁護、あるいは支持と

⁵ <https://www.moj.go.jp/content/001308139.pdf>

いう観点から問題となる。もちろんそれは、訴状で指摘されているように警察官らが訴外男性の人種差別的言動を明確に止めなかつたという点にも表れているが、これとは別に見過ごすことができないのは、警察官らが訴外男性の主張を聞く際、そこに人種差別的な動機が作用している可能性を想定した形跡がまったくないことだ。

あらためて確認すれば、先に見た訴外男性の一連の言動は、ほぼ議論の余地なくあからさまに人種差別的である。そして訴外男性は、まさにそうした差別的言動をぶつけた相手である原告らに対して、原告娘が自分の息子を蹴ったなどと主張した。もちろんいかに醜悪な差別主義者の訴えであっても、被害の申告は真剣に受け止められるべきものだ。しかし同時に、その訴えがまさに人種差別の標的である相手に関するものである場合、その訴えが人種差別的な動機によってなされたものである可能性を考慮することもまた、当然必要とされることである。たとえば外国人に対して「日本の税金で食っているゴミ以下」といった発言をする人物が、特定の外国人に対して「こいつは払うべき税金を払っていない」と主張する場合、前者を無視して後者のみを信憑性のある発言として採用し、当該外国人に一方的に脱税の疑いをかけることは、明らかに不合理である。

にもかかわらず、実際に警察官らが現場で行ったのはまさにそうした対応だった。そこにおいては、仮に訴外男性の言動に対して形式的な抑止が行われたとしても、訴外男性の主張が人種差別的な動機に基づくものである可能性を想定せずにその主張を通常の証言同様に取り扱つたことは、訴外男性の人種差別的言動を「支持」する効果をもつ。実際そこでは警察官らは訴外男性の人種差別的な動機に基づく可能性の高い主張を特段の疑いもなく聞いていたと思われ、それは一般的な被害の訴えの受け止め方としては妥当なものかもしれないが、本件のように前提に明らかな人種差別がある場合にはその限りではない。

2-3 警察官らによる人種差別の「助長」

ただし実際には、警察官らの現場での対応は人種差別の「支持」にとどまるものではない。先に参照した国連人種差別撤廃条約第4条では、「人種的憎悪及び人種差別（形態のいかんを問わない。）を正当化し若しくは助長すること」、すなわちヘイトスピーチを根絶するための迅速かつ積極的な措置をとることが掲げられており、その(c)では「国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと」とされている⁶。ここで挙げられてい

⁶ 同条約第4条については同条約加入の際に日本が留保したことで知られるが、その対象は(a)および(b)であり、(c)は留保の対象外である。

るのは「助長」「扇動」であり、先に見た第2条の「後援」「擁護」「支持」よりも人種差別に対するコミットメントがより強い。より具体的に言うと、「後援」「擁護」「支持」は当該行為自体で完結しそれが人種差別に与える影響について含意しないが、「助長」「扇動」は人種差別を増加させたり、拡大させたり、深刻化させたりするという意味合いがある。

こうした観点から見たとき、本件における警察官らの行為としてきわめて問題が大きいのは、警察官らが原告らの同意なく原告らの氏名、住所、携帯電話番号を含む個人情報を訴外男性に提供した点である。訴外男性は事件後原告らの写真や名前をSNSにアップして原告らへの差別を煽ったが、そこには原告らの住所の一部を用いた書き込みや知人が原告らの自宅付近に行ったことをほのめかす書き込みがあり、これらはいずれも警察官らによる情報提供に基づくものだと考えられる。とくに後者の自宅への接近については、たとえ実際に住所を公開することがなくても、住所を知っている人間によるこうした書き込みは相手にきわめて大きな恐怖をもたらす行為であり、そしてそれは本件のようにその対象が外国籍者のようなマイノリティである場合ことさらに深刻だ。

またこうした事例において情報の具体的な利用とともに重要なのは、個人情報の提供が疎外男性に自らの行為が警察によって「公認」されていると認識させたことだ。実際疎外男性はSNSに原告らの写真をアップするたびにわざわざ「写真の掲載は注意喚起として警察から許可を得ています」と書き込んでおり、このことからも警察官らの対応に対する疎外男性の認識がよくわかる。つまり警察官らによる個人情報の提供は、先に見たように内容的な意味ではもちろん、正当性の付与という意味でも重大な問題をもつ。警察官らに積極的にそうした意図があったわけではないと思われることからこれを人種差別の「扇動」とまでは断言できないが、「助長」については十分に該当する表現だろう。

なおこれに対して、警察官らにとってはこうした「助長」は想定外のことであり、訴外男性がまさかそんなことをするとは思わなかった、と主張することは一応可能である。しかし実際には、次の2点をふまえると、こうした主張は成立しない。第一に、先に見たように訴外男性は公衆の面前できわめて悪質な人種差別的言動を垂れ流す人物であり、こうした人物にその標的となる属性をもつ人の個人情報を提供することがいかなる帰結を引き起こすかを想定することは、通常の判断能力をもつ警察官であれば当然に可能なはずである。

第二に、近年SNSを中心とするインターネット上の誹謗中傷やヘイトスピーチはきわめて深刻な状況にあり、とくにそこにおいて氏名、住所、電話番号などの個人情報はそのための「攻撃手段」としてきわめて重要な役割を果たす。言い換えれば本件において警察官らが行ったことは、訴外男性にとって原告らに対するこうした「攻撃手段」の提供なのであり、実際に直接個々の個人情報をネット上で開示することがなかったとしても、原告らからすれば訴外男性が

こうした攻撃手段を持っていること自体がきわめて大きな恐怖をもたらす。こうした現在のインターネット上の状況については本来すべての警察官が理解し前提にすべきことではあるが、仮にそれが難しかったとしても、その後の訴外男性の言動をふまえてなおそれが想定外だったと言い張ることは、2020年代に法執行機関が果たすべき職務に照らして明らかに不適格である。

3 警察官らの言動における言語的障壁に対する配慮の欠如

次に指摘したいのは、本件における警察官らの言動が、原告らが置かれていた状況、すなわち原告らが国籍、ジェンダー、宗教、そして言語という複数の側面において不利な立場に置かれていたことを考慮することなく行われた点である。具体的には、とりわけ公園における警察官らの言動の中で、原告のこうした複数の側面における社会的に不利な立場がいかに無視されたのかを確認した上で（3-1）、その背後に「合理的配慮」の欠如があったことを示した上で、それが警察法2条にいう「公平中正」に反する結果をもたらしたことを見出したい（3-2）。

3-1 警察官らによる言語上の障壁の無視

すでに述べたように、警察官らは公園において訴外男性の人種差別的言動を支持する形で振る舞った。では、原告らに対する警察官らの態度はどうだったか。それは一言で言えば、一見訴外男性と原告らを「公平」に扱うように見せながら、その実原告らにとってきわめて不平等なものだったということだ。

公園で警察官らが原告らに対して行ったのは、原告らを1時間半にわたって留め置き、訴外男性とのあいだにどのようなトラブルがあったのかを把握することである。もちろんこうした場合に一方の当事者から事情を聞くということ自体は警察官として当然の職務だが、そこで明らかに問題だったのは、原告らが国籍、ジェンダー、宗教、そして言語という複数の側面において不利な立場に置かれていたということを、まったく考慮しなかったことである。

ここでとりわけ重要なのは、原告らが日本語をほとんど理解できないという言語上の障壁の問題だ。もし原告らが国籍やジェンダー、宗教の点で社会的に不利な立場にあり、警察官らがそれに対して配慮しなかったとしても、それだけでは決定的に不平等な結果をもたらすことはなかっただろう。しかし言語上の障壁があることによって、訴外男性と原告らの双方から「公平」に事情を聞くという行為は、結果として日本語話者である訴外男性から、彼に有利な情報を一方的に得ることになった。

実際本件において、警察官らは原告母が「何が起ったかわからない」という意味で繰り返した「I don't know」という発言を、訴外男性の主張に合わせて「原告娘が訴外男性の息子を蹴ったかどうかわからない」という趣旨で理解

したという。これは双方を正しい意味で公平に扱っていれば、起こりえるはずがない事態である。実際、紛争の当事者の一方が日本語話者、もう一方が非日本語話者である場合、双方から日本語で「公平」に話を聞くことが、非日本語話者にとってきわめて不平等な扱いとなることは、考える間もなく明らかなことだろう。本件ではたまたま居合わせた事件の目撃者が英語による通訳を行ったためにこうした点がややあいまいにされたきらいがあるが、本件のようなトラブルの調停において言語的障壁が決定的な影響を与えるということについて、警察官らが配慮した形跡は残念ながら見られない。

3-2 合理的配慮と「公平」な扱い

こうした警察官らの公園での対応の問題は、「合理的配慮」という概念を参照することで、より明確にすることができます。「障害者の権利に関する条約」第二条（定義）によると、「「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」。また同条約を受けて2016年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第七条2では、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」と定める。

言うまでもなく、これらは直接的には障害者についての法令であり、本件がそうであるように外国人に対するものではない。しかし、必要な職務の遂行（ここでは当事者双方からの事情聴取）にあたって明らかな社会的障壁があり、それを除去しなければ双方の平等の確保が実現されないことが明確である場合に、その除去を行う努力をまったくしなかったということは、本件においても明らかに不適切である。実際警察官らは、英語のできる警察官を呼ぶ、あるいは原告母が携帯電話で連絡したケースワーカーに応援を依頼するといった配慮が可能であったはずであり、もしそうしたことがすぐには難しい場合には、訴外男性の主張を聞くことも留保すべきであった。にもかかわらず実際には、警察官らはそうした努力をせず、ただ訴外男性のみの主張を聞き続けたのである。

ただしここで最も重要なことは、公園において警察官らが合理的配慮を行わなかっことそのものではない。すでに触れたように合理的配慮という概念それ自体は本件を直接拘束するものではなく、あくまでも倫理的な責務としてそうすべきであったという以上ではない。むしろ強調すべきは、警察官らがこう

した合理的配慮を行わなかった結果、正しい意味での公平が実現されなかつたことだ。警察法の第二条2は、「警察の活動は、（中略）その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない」とするが、ここでいう「公平中正」は、日本語話者と非日本語話者に日本語で質問をして、前者の主張のみを聞くことを意味するものではないだろう。双方から話を聞けば公平中正になるというのはあくまでも言語的な障壁がない場合に成立する事態であって、本件には明らかに当てはまらない。

4 警察官らの言動における「無意識のバイアス」

さてここまで、警察官らの対応が訴外男性の人種差別的言動の支持および助長にあたり、また言語的障壁に対する合理的配慮を欠いていた点で警察法でいう公平中正に反するものであることを指摘した。最後に示したいのは、こうしたこととに加えて、警察官らの言動それ自体が人種差別的であったことである。そのためにここではとくに警察官らの板橋署内における原告らに対する異常なまでに圧迫的な扱いを確認した上で（4-1）、なぜこうした振る舞いがごく当然のようにできたのかということについて、「レイシャルプロファイリング」という概念を導入した上で（4-2）、警察官らの言動の背後に「無意識のバイアス」と呼ばれる問題があった可能性が高いことを示すことによって明らかにしたい（4-3）。

4-1 原告らに対する異常なまでに圧迫的な扱い

本件において2-1で見た訴外男性の人種差別的言動と並んで目を引くのは、警察官らによる原告らに対する異常なまでに圧迫的な扱いである。本件は仮に訴外男性の主張通りのことが起きていたとしても、3歳の子どもが他の子どもを蹴ったという話であり、仮に一方の当事者が警察を呼ぶということがあったとしても、警察としては状況がわかった時点で適宜必要な話をして引き上げるというのが常識的な対応だろう。

しかし実際に本件において警察官らが行ったのは、先に触れたように公園で1時間半にわたってほとんど訴外男性の言い分のみを聞くだけにとどまらず、原告らを警察車両で[REDACTED]警察署に連行し、個室で英語（原告らの母語ではない）の電話通訳を介して3時間にわたって（つまり公園分と合わせると4時間半にわたって）事情聴取を行うことだった。しかもその過程では3歳の原告娘を原告母から引き離して個別に聴取したほか、トイレ休憩などについての配慮もなかつたという。さらに、任意であることを十分に告げないまま原告らの写真撮影を行つただけでなく、最後には原告らの個人情報の提供を執拗に迫り、2-3でも触れたように原告らの氏名、住所、携帯電話番号が警察の手によって訴外

男性に知らされることになった。

こうした警察官らによる一連の振る舞いは、たとえ個々には人種差別を意図したものではなかったとしても、同じことが日本国籍者あるいは日本語話者に対して行われることを想定することがきわめて困難である点で、背後にある人種差別的な傾向について考えざるをえないものだ。以下では「レイシャルプロファイリング」および「無意識のバイアス」という考え方を参照することで、この点について検討していきたい。

4-2 レイシャルプロファイリングの定義

「レイシャルプロファイリング」は、警察をはじめとする法執行機関による人種差別をとらえるために、1990 年代半ばのアメリカで使われるようになつた言葉である。より厳密には、たとえば 2020 年に出された国連人種差別撤廃委員会（CERD）「法執行官によるレイシャル・プロファイリングの防止およびこれとの闘いに関する一般的勧告 36 号」パラ 18 では、これは「いかなる程度であれ、^(a) 人種、皮膚の色、世系又は国若しくは民族的出身を基に、^(b) 個人を捜査活動の対象とする、又は ^(c) 個人が犯罪行動に関わったかどうかを判断する ^(d) 警察及び法執行官の慣行」と定義される⁷。

また同じ勧告のパラ 13 では、各国のレイシャルプロファイリングの共通要素を、^(a) 法執行機関が行なう行為であり、^(b) 客観的基準または合理的な正当化事由によって動機づけられたものではなく、^(c) 人種、皮膚の色、世系、国もしくは民族的出身またはこれらの事由と他の関連の事由（宗教、性別もしくはジェンダー、性的指向およびジェンダー・アイデンティティ、障害ならびに年齢、移住者としての地位もしくは職業またはその他の地位）との交差に基づいており、^(d) 出入国管理や、犯罪活動、テロリズムまたは法律違反とされもしくは法律違反となる可能性があるその他の活動との闘いといった、特定の文脈において利用されるものである、とする⁸。

さらに、この概念が頻繁に用いられるようになった 90 年代半ば以降一貫してこの問題の最先端であるアメリカでは、たとえば 2000 年に出された司法省

⁷ (a) ~ (d) は本意見書執筆者による補足。(a) で理由が属性に基づくこと、(d) で主体が警察・法執行機関であることを規定した上で、行為について(c) の対象選択と (b) の捜査活動そのものを分けて提示。

⁸ (a) ~ (d) は原文ママ。パラ 18 の「定義」に比べて理由の部分が詳しく（とくに複数の被差別属性の交差性について言及している点が重要）、逆に行方について簡便。なお (d) は本件とのかかわりは薄いが、この概念の歴史的な背景を理解する上では重要である。

の報告書において、「^(a) 個人の行動、あるいは犯罪行為に関わっている（あるいは関わっていた）と思われる特定個人の情報よりも、^(b) 人種や民族、出身国に依拠する ^(c) 警察主導の行為」と定義されている⁹。

4-3 「無意識のバイアス」

これに対して日本においては、レイシャルプロファイリングという概念は人種差別的な職務質問を指す言葉として使われることが多い¹⁰。もしレイシャルプロファイリングをこのように狭い意味で理解するのであれば、本件における警察官らの言動がこれに該当することはないだろう。しかしすでに見たように、レイシャルプロファイリングの一般的な定義における射程は「法執行機関が行なう行為」あるいは「警察主導の行為」といったようにかなり広いものであり、職務質問に限定されるものではない。

その上で、こうした警察などの行為が人種差別に基づくものであるかどうかを、どのように判断するのかという点について検討したい。この点についても、（まさに本件の訴外男性の言動に典型的に見られたように）意図的であからさまな人種差別のみを人種差別的な行為だと考えるのであれば、本件における警察官らの言動はレイシャルプロファイリングには該当しないということになるだろう。しかし実際には、レイシャルプロファイリングを基礎づける人種差別は、意図的なものとは限らない。たとえばアメリカの社会心理学者ジェニファー・エバーハートは、レイシャルプロファイリングについて論じた『無意識のバイアス』において次のように述べる。

潜在的なバイアスは人種差別主義の別名ではない。実際、潜在的なバイアスの影響を受けるのに、あなたが人種差別主義者であるかどうかは関係ないのだ。潜在的なバイアスは私たちの脳の構造と格差社会がつくり出した歪んだレンズのようなものである。

誰もが人種について何かしらの考えを持っている。それは最も寛容な心の持ち主も例外ではない。私たちの意識している認識や意図的な志に関係なく、それらの考えは、私たちの認識、注意、記憶、行動を偏らせる力を持っているのだ。私たちが人種に対して持つ考えは、私たちが日常的に晒されている

⁹ (a)～(c) は本意見書執筆者による補足。判断の理由の部分に焦点があり、人種差別撤廃条約における「共通要素」に近い。

¹⁰ 冒頭で触れた東京弁護士会による調査もこうした趣旨で行われたものだが、これはあくまでも日本で最も緊急性の高い部分に注目したものであり、定義をそこに限定するものではない。

ステレオタイプによって形作られている¹¹。

こうした議論をふまえるならば、ある行為に人種差別的な意図がなかったと述べるだけでは、その行為が人種差別的でないと示すことはできないことになる。本件で言えば、仮に警察官らが原告らに対する上述の圧迫的な対応について人種差別的な意図をもって行ったものではないと主張したとしても、それによってただちに警察官らの対応が人種差別的でないと結論づけられるわけではない。

その上で、あらためてここまで論じてきたことを実際に生じた順番で並べ替えて示すと、警察官らの公園における訴外男性に対する対応が人種差別の「支持」にあたること（2-2）、同じく公園での原告らに対する対応が合理的配慮を欠き、その結果として公平中正なものではなかったこと（3-2）、その後の警察署内での原告らへの対応が異常なまでに圧迫的なものであったこと（4-1）、そして最終的に原告らの個人情報を訴外男性に伝えたことが、訴外男性の人種差別を助長する結果になったこと（2-3）、となる。

これらはいずれも、訴外男性の人種差別が正当なものとして扱われたり、逆に原告らが不平等あるいは不適切に扱われたりした結果を示すものである。ここでは、こうした結果が警察官らによって意図的に引き起こされたものかどうかについては踏み込まない。むしろここで重要なことは、そうした意図の有無にかかわらず、これらの不当な結果がすべて「たまたま」生じたと考えることが、明らかに妥当性を欠いているように思われる点だ。言い換えれば、こうした警察官らの一連の言動の背後には、（意図的ではないとしても）一貫した態度があると考えざるをえない。そしてここまで議論をふまえるならば、それは「無意識のバイアス」に基づくレイシャルプロファイリングであったとするのが、もっとも妥当であるように思われる。

その上で最後に、こうした議論に対してよく生じる誤解について補足しておきたい。それは、「そこに無意識のバイアスがあった」という指摘は、それが「無意識」である以上、指摘された側がそれに対して反論することができないのではないかという点だ。言うまでもなくこれは明確に誤解であり、こうした指摘に反論するためには、「意識的にそうしたバイアスを除去するよう努めた」ことを示せばよい。しかし当然のことながら、そのためにはまずバイアスに対して意識的になる必要があるわけだが、この点、本件における警察官らの言動はまったくそうしたものではなかった。

¹¹ ジェニファー・エバーハート『無意識のバイアス』（山岡希美訳、2021年、明石書店）、13ページ。

そしてそれは、一般的な意味で自らのもつ人種的バイアスに意識的でなかつた、というレベルにとどまるものではない。2-2 で示したように、本件においては警察官らは、訴外男性の人種差別的言動を知りながら、同じ訴外男性が主張する原告娘の「暴行」について、それが人種差別的な動機に基づくものである可能性をまったく考慮していない。これは目の前にいる明らかに人種差別的な態度をとる人物の言動がもつバイアスすら意識しなかつたということであり、本件において警察官らが人種差別の問題に対してまったく「無意識」であったことを端的に示すものだ。そして本件のようにそもそも発端としてきわめて人種差別的な人物の訴えから始まった事件においては、こうした「無意識」は、その意図にかかわらず、人種差別を公権力として追認し、再演する結果にしかならない。

5 おわりに

以上見てきたように、本件における警察官らの言動は、訴外男性の人種差別的言動を知りながら、その主張を人種的バイアスを意識することなく受容した点で人種差別の支持にあたり、また原告らの個人情報をそのリスクについて何ら考慮することなく訴外男性に渡した点で、人種差別の助長にあたる。また警察官らの公園内の対応は原告らの言語語的障壁を考慮しない偏ったものであり、警察法でいう公平中正の原則にも反する。こうした一連の言動は、その後の警察署内での警察官らの明らかに過剰な圧迫的対応とも合わせて見たときにおよそ偶発的なものとは考え難く、こうした点で本件は無意識のバイアスに基づく広義のレイシャルプロファイリングであったと考えるのが妥当である。

その上で最後に、こうした警察官の対応が、社会に対していくなる悪影響を及ぼしうるのかという点について触れておきたい。アメリカの法学者ジェレミー・ウォルドロンは、ヘイトスピーチが社会に対してどのような意味で害悪であるのかを説明する際に、それが社会の「安心 (assurance)」を掘り崩すものであるという議論を行っている。そしてそこで焦点となるのは、とりわけマイノリティにとっての「安心」である。

ある意味では、私たち全員が安心から恩恵を受けるはずである。しかし、脆弱なマイノリティ、近い過去において同じ社会の内部の他の成員から憎悪され嫌悪された経験をもつマイノリティの成員にとっては、安心は彼らが社会の成員であることの確証を提供するものである。安心は、彼らもまた、しっかりした立場をもつ社会の成員であることを確証してくれる。彼らが周りの他者と共に、公共の場所で、通りで、商店で、仕事場で、何ごともなく普通に交流し、社会の保護と関心の普通の対象として一一ほかの誰とも同じように一一取り扱われるのに必要なものをもっていることを確証

してくれるのである¹²。

言うまでもないことだが、これはマイノリティ以外の人々にとっての「安心」などどうでもいいという話ではない。そうではなく、社会にいる全員の「安心」が確保するにあたって、ヘイトスピーチの標的になりやすいマイノリティの「安心」がむしろキーポイントになることを示したものだ。実際、原告らはまさに公共の場所である公園で訴外男性からのヘイトスピーチを浴びたわけだが、これは訴外男性にとっては自分が被害者になることが基本的に想定できない状況であり、その点において原告らと訴外男性はそもそも平等な立場にはない。

しかし本件における最大の問題は、本来であればこうした不平等を是正し、原告らの「安心」を回復しなければならなかつたはずの警察官らが、そこで生じている人種差別にまったく無頓着に対応し、その結果訴外男性の人種的バイアスを追認しただけなく、さらにはそこに新たな攻撃手段まで与えてしまったことである。そのため原告らは、訴外男性からヘイトスピーチを浴びるだけにとどまらず、それを是正すべき警察官からも抑圧的な取り扱いを受けた上に、訴外男性にネット上で個人情報をいつ公開されるかわからないという恐怖に追い込まれることになった。そこにおいては原告らが本来得るべき「安心」は二重、三重に妨げられ、そしてそれはいまだに回復されていない。

本裁判は、そこで失われた原告らの「安心」を、事後的かつ不十分な形にせよそれでも回復する、おそらく最後の機会である。そしてそこで忘れてはならないことは、そこで回復される「安心」は、決して原告らのみにとっての「安心」ではないということだ。ウォルドロンのいう全員の安心は、人種差別を含めたさまざまな差別や不平等がある世界の中で、こうした差別や不平等の是正なしには実現されない。そしてこうした差別や不平等の是正は、大文字の法律や政策によってのみ実現されるものではなく、まさに本件のように日常的な場での積み重ねを必要とするものだ。その点で警察はまさにこうした積み重ねの最前線にいるのであり、本件における「安心」の回復は、今後日本の警察がこの社会に住む人々全員の安心を実現する上でも、きわめて重要な課題である。

¹² ジェレミー・ウォルドロン『ヘイト・スピーチという害悪』（谷澤正嗣・川岸令和訳、2015年、みすず書房）、6ページ。

明戸 隆浩（あけど たかひろ） 略歴

生年月日	1976（昭和 51）年 5 月 9 日、名古屋生まれ
現職	大阪公立大学大学院経済学研究科准教授
専攻	社会学、多文化社会論
学位	修士（社会学）（東京大学大学院、2002 年）
職歴	関東学院大学非常勤講師（2011 年～2018 年） 大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター客員研究員 (2014 年～) 東京大学大学院情報学環特任助教（2018 年～2020 年） 立教大学社会学部助教（2021 年～2022 年）
主要業績	『奇妙なナショナリズムの時代——排外主義に抗して』（岩波書店、2015 年、共著） 『Q&A ヘイトスピーチ解消法』（現代人文社、2016 年、共著） 『排外主義の国際比較——先進諸国における外国人移民の実態』（ミネルヴァ書房、2018 年、共著） 『ヘイトスピーチとは何か——民族差別被害の救済』（別冊法学セミナー 258、日本評論社、2019 年、共著） 『ヘイトスピーチに立ち向かう——差別のない社会へ』（別冊法学セミナー 260、日本評論社、2019 年、共著） 『レイシズムを考える』（共和国、2021 年、共著） 『アンダーコロナの移民たち——日本社会の脆弱性があらわされた場所』（明石書店、2021 年、共著） 『テクノロジーと差別——ネットヘイトから「AI による差別」まで』（解放出版社、2022 年、共著） 「アメリカにおけるヘイトスピーチ規制論の歴史的文脈——90 年代の規制論争における公民権運動の「継承」」『アジア太平洋レビュー』11 号（2014 年） 「ナショナリズムと排外主義のあいだ——90 年代以降の日本における「保守」言説の転換」『社会学年誌』57 号（2016 年） 「分極化時代におけるイデオロギー研究の射程——政治意識の社会学のために」『応用社会学研究』63 号（2021 年） 『ヘイトスピーチ 表現の自由はどこまで認められるか』（明石書店、2014 年、共訳） 『サイバーハラスメント——現実へと溢れ出すヘイトクライム』（明石書店、2020 年、監訳）